

介護老人保健施設 メデケアタマイ

【個室用】

入所利用料金一覧表

平成30年 4月 1日現在

■ ご利用の標準的な1日の料金と月額(30日計算)の目安

単位:円

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護保険分	施設介護サービス費 単価	717	763	826	880	932	
	サービス提供体制強化加算	19	19	19	19	19	
	栄養マネジメント加算	15	15	15	15	15	
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	35	35	35	35	35	
	初期加算(入所当初30日)	31	31	31	31	31	
	保険一部負担額 計	817	863	926	980	1,032	
実費分	居住費 ()の居住費は第4段階	1,640(1,686)	1,640(1,686)	1,640(1,686)	1,640(1,686)	1,640(1,686)	
	食費(食事代)	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	
	生活日用品費	80	80	80	80	80	
	実費負担額 計	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	
標準日額(介護保険分+実費分)		3,917	3,963	4,026	4,080	4,132	
標準月額(30日)		117,510	118,890	120,780	122,400	123,960	
* 各種公的減免を受けている場合				要介護1~要介護5(保険分+実費分+生活日用品費)			
保険分	高額介護サービス費	第1段階	15,000円	減免適用後	第1段階	41,100円	
	制度適用負担上限額 (定額/月)	第2段階	15,000円	の月額 (30日計算)	第2段階	43,800円	
		第3段階	24,600円		第3段階	85,800円	
		第4段階	44,400円		* 保険一部負担額は端数処理の関係で金額に多少の差異が生じます。		
		月途中の入退所者の場合 その月分は適用されません	(年間上限446,400円) 現役並み所得者 44,400円				
	居住費の負担限度額 (月額30日)	第1段階	14,700円(490円/日)	* 外泊の場合の施設サービス費は外泊初日と最終日を除いて372円となります。 * 402号室の場合の居住費は、1日1,540円となります。(第4段階は1,584円)			
第2段階		14,700円(490円/日)					
第3段階		39,300円(1,310円/日)					
食費の負担限度額 (月額30日)	第1段階	9,000(300/日)					
	第2段階	11,700(390/日)					
	第3段階	19,500(650/日)					

■ 各種加算料金(1日分又は1回分の表示です。

単位:円

【◎印は全利用者に該当、◎印のないものは該当の方のみ】

◎ 初期加算	31	入所当初30日間に限り加算されます。
◎ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	19	介護職員のうち介護福祉士が60%超え配置されていること。
◎ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	35	退所者に占める「自宅等」への退所者の割合が30%超える等の算定要件を満たしている場合。
短期集中リハビリテーション加算	247	短期集中的(3ヶ月以内)にリハビリを実施した場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション加算	247	認知症であると医師が判断した場合で、3ヶ月以内の期間で集中的なリハビリテーションを実施した場合。
◎ 栄養マネジメント加算	15	医師や管理栄養士等が個別の栄養管理を行っています。
療養食加算	7	症状により特別な食事を提供させていただいた場合に加算されます。(1食7円)
低栄養リスク改善加算	309	低栄養リスクの高い入所者に対し、計画的に栄養・食事調整を行うなど、低栄養リスクの改善に取り組む。
◎ 褥瘡マネジメント加算	11	褥瘡発生リスクを計画的に管理。(3ヶ月に1回算定)
外泊時費用	372	外泊された場合、外泊初日と最終日以外は施設サービス利用料が変わります。(6日が限度)
在宅サービスを利用した時の費用	822	外泊時に介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合。
入所前後訪問指導加算Ⅰ	463	入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活をする居宅に於いて施設サービスの計画及び診療方針を決定した場合。
試行的退所時指導加算	411	試行的な退所時に退所後の療養上の指導を行った場合。
退所時情報提供加算	514	退所後の主治医に対して文面を添えて紹介した場合。
退所前連携加算	514	居宅介護支援事業者及び居宅サービスに情報提供、調整を行った場合。
排せつ支援加算	103	排泄に介護を要する利用者に対し、計画的に軽減に向けた支援を実施した場合。
訪問看護指示加算	309	退所時に施設の医師が指定訪問看護が必要であると認め、入所者が選定する訪問看護ステーションに対して訪問看護指示書を交付した場合に加算。
緊急時施設療養費	525	入所中に症状が重篤となり、緊急的な救急救命の医療をおこなった場合
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	242	肺炎や尿路感染症又は帯状疱疹について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	488	所定疾患施設療養費(Ⅰ)と同内容で、医師が感染症対策に関する研修を受講していること。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	206	認知症状が悪化し、在宅での対応が困難となった場合の受け入れ及び在宅復帰を目指したケアを行った場合
認知症情報提供加算	360	過去に認知症の確定診断を受けておらず、施設内での診断が困難であると判断された者を文章を添えて紹介を行った場合
地域連携診療計画情報提供加算	309	地域連携診療計画管理料を算定する病院に診療情報を文書により提供した場合
◎ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費と各種加算減算の合計の3.9%	介護職員の賃金等の改善

■ その他の費用(実費)

生活日用品費	1日80円(歯磨き粉・モンダミン・石鹸・シャンプー・クリーム・化粧水・おしぼり)	[実費負担額(標準)に含んでいます。]
理容料(業者委託)	1回/1,000円	診断書料 3,240円(税込み)
クリーニング代	1袋/756円(税込み)	業者委託の為実績により請求があります。
健康管理料	実費(インフルエンザ予防接種を実施し、本人負担額を徴収することが必要な場合)	
教養娯楽費 実費	(各種クラブ活動や行事の参加者に材料費の実績をご負担頂く場合があります。)	

介護老人保健施設 メデケアタマイ

【個室用】 入所利用料金一覧表(2割負担ご利用者)

平成30年 4月 1日現在

■ ご利用の標準的な1日の料金と月額(30日計算)の目安

単位:円

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護 保 険 分	施設介護サービス費 単価	1,434	1,526	1,652	1,759	1,863
	サービス提供体制強化加算	37	37	37	37	37
	栄養マネジメント加算	29	29	29	29	29
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	70	70	70	70	70
	初期加算(入所当初30日)	62	92	62	92	62
	保険一部負担額 計	1,632	1,754	1,850	1,987	2,061
実 費 分	居住費 ()の居住費は第4段階	1,640(1,686)	1,640(1,686)	1,640(1,686)	1,640(1,686)	1,640(1,686)
	食費(食事代)	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
	生活日用品費	80	80	80	80	80
	実費負担額 計	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
標準日額(介護保険分+実費分)		4,732	4,854	4,950	5,087	5,161
標準月額(30日)		141,960	145,620	148,500	152,610	154,830
* 各種公的減免を受けている場合				要介護1～要介護5(保険分+実費分+生活日用品費)		

* 保険一部負担額は端数処理の関係で金額に多少の差異が生じます。

* 外泊の場合の施設サービス費は外泊初日と 最終日を除いて744円となります。

* 入所費用を無料、或いは定額にする制度がありますのでご遠慮なくご相談ください。

■ 各種加算料金(1日分又は1回分の表示です。

単位:円

【◎印は全利用者に該当、○印のないものは該当の方のみ】

◎ 初期加算	62	入所当初30日間に限り加算されます。
◎ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	37	介護職員のうち介護福祉士が60%超え配置されていること。
◎ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	70	退所者に占める「自宅等」への退所者の割合が30%超える等の算定要件を満たしている場合。
短期集中リハビリテーション加算	493	短期集中的(3ヶ月以内)にリハビリを実施した場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション加算	493	認知症であると医師が判断した場合で、3ヶ月以内の期間で集中的なリハビリテーションを実施した場合。
◎ 栄養マネジメント加算	29	医師や管理栄養士等が個別の栄養管理を行っています。
療養食加算	13	症状により特別な食事を提供させていただいた場合に加算されます。(1食13円)
低栄養リスク改善加算	617	低栄養リスクの高い利用者に対し、計画的に栄養・食事調整を行うなど、低栄養リスクの改善に取り組む。
◎ 褥瘡マネジメント加算	21	褥瘡発生リスクを計画的に管理。(3ヶ月に1回算定)
外泊時費用	744	外泊された場合、外泊初日と最終日以外は施設サービス利用料が変わります。(6日が限度)
在宅サービスを利用した時の費用	1,644	外泊時に介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合。
入所前後訪問指導加算Ⅰ	925	入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活をする居宅に於いて施設サービスの計画及び診療方針を決定した場合。
試行的退所時指導加算	822	試行的な退所時に退所後の療養上の指導を行った場合。
退所時情報提供加算	1,027	退所後の主治医に対して文面を添えて紹介した場合。
退所前連携加算	1,027	居宅介護支援事業者及び居宅サービスに情報提供、調整を行った場合。
排せつ支援加算	206	排泄に介護を要する利用者に対し、計画的に軽減に向けた支援を実施した場合。
訪問看護指示加算	617	退所時に施設の医師が指定訪問看護が必要であると認め、入所者が選定する訪問看護ステーションに対して訪問看護指示書を交付した場合。
緊急時施設療養費	1,050	入所中に症状が重篤となり、緊急的な救急救命の医療をおこなった場合
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	627	肺炎や尿路感染症又は帯状疱疹について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	976	所定疾患施設療養費(Ⅰ)と同内容で、医師が感染症対策に関する研修を受講していること。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	411	認知症状が悪化し、在宅での対応が困難となった場合の受け入れ及び在宅復帰を目指したケアを行った場合
認知症情報提供加算	719	過去に認知症の確定診断を受けておらず、施設内での診断が困難であると判断された者を文章を添えて紹介を行った場合
地域連携診療計画情報提供加算	617	地域連携診療計画管理料を算定する病院に診療情報を文書により提供した場合
◎ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費と各種加算減算の合計の3.9%	介護職員の賃金等の改善

■ その他の費用(実費)

生活日用品費	1日80円(歯磨き粉・モンダミン・石鹸・シャンプー・クリーム・化粧水・おしぼり)	[実費負担額(標準)に含んでいます。]
理容料(業者委託)	1回/1,000円	診断書料 3,240円(税込み)
クリーニング代	1袋/756円(税込み)	業者委託の為実績により請求があります。
健康管理料	実費(インフルエンザ予防接種を実施し、本人負担額を徴収することが必要な場合)	
教養娯楽費 実費(各種クラブ活動や行事の参加者に材料費の実績をご負担頂く場合があります。)		